

新潟県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 3 月30日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

新潟県規則第32号

新潟県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

新潟県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則（昭和52年新潟県規則第42号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>第18条 （略）</p> <p><u>（犬猫の輸送に関する帳簿の備付け）</u></p> <p>第18条の2 <u>条例第18条の2第1項の規則で定める事項は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 当該犬猫の種類</u></p> <p><u>(2) 当該犬猫の毛色</u></p> <p><u>(3) 当該犬猫の性別</u></p> <p><u>(4) 当該犬猫の生年月日（輸入等をされた犬猫であつて、生年月日が明らかでない場合にあつては、推定される生年月日及び輸入年月日等）</u></p> <p><u>(5) 当該犬猫の輸送を完了した年月日</u></p> <p><u>(6) 輸送前に当該犬猫を飼養し、又は保管していた飼養施設の名称及び所在地</u></p> <p><u>(7) 輸送後に当該犬猫を飼養し、又は保管する飼養施設の名称及び所在地</u></p> <p><u>(8) 条例第18条の2第2項の規定による観察を行った場合は、次に掲げる事項</u></p> <p><u>ア 輸送の完了後2日間における当該犬猫に係る健康上の問題の有無</u></p> <p><u>イ アの健康上の問題があつた場合は、当該健康上の問題があると認められなくなつた年月日</u></p> <p><u>(9) 当該犬猫を販売に供した年月日</u></p> <p>2 <u>条例第18条の2第1項の帳簿は、その所有する犬猫の個体ごとに備え、記載の日から5年間保存しなければならない。</u></p>	<p>第18条 （略）</p>

附 則

この規則は、平成28年7月1日から施行する。